

(第2弾) 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金 Q&A

令和3(2021)年1月14日

	Q	A
1	協力金の対象となる営業時間短縮を実施する期間はいつからいつまでですか。	令和3年1月15日（金）20時又は16日（土）20時から令和3年2月7日（日）24時までです。
2	申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか。	1月15日（金）20時又は16日（土）20時から2月7日（日）24時までの全期間で要請に応じていただく必要があり、1日でも応じない日があった場合は協力金の対象にはなりません。
3	要請期間中に新規で開業した場合は協力金の対象となりますか。	対象となりません。令和3年1月13日（緊急事態宣言日）以前から店舗を運営し、全ての期間で時短営業要請に応じていただく必要があります。
4	もともと20時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか。	対象になりません。ただし、もともとは20時以降営業していたにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、要請期間前から一時的に20時より前までに営業時間を短縮している場合は対象となります。その場合、短縮した時期及び20時以降営業していたことを証明する書類を別途提出ください。
5	終日休業とした場合は協力金の対象となりますか。	対象になります。
6	要請期間中に定休日を含んでいますが、定休日も協力金の対象となりますか。	全期間営業時間短縮を実施していれば対象になります。
7	1店舗につき144万円又は138万円の支給がありますが、店舗の数で支給額が変わるのですか。	時短要請に御協力いただいた店舗数に応じて、1店舗あたり144万円又は138万円を支給します。例えば、事業者が2店舗分の申請をすれば288万円又は276万円、3店舗分の申請をすれば432万円又は414万円の支給を受けることができます。
8	事業者が複数店舗を運営し、複数店舗で時短営業を実施した場合、店舗ごとに申請をする必要がありますか。	複数の対象店舗がある場合は、事業者が複数店舗分を申請していただきます。なお、申請に当たっては、時短営業した店舗を一括して申請していただく予定です。

	Q	A
9	複数店舗を運営している事業者が、一部の店舗のみ時短営業要請に応じた場合、応じた店舗分の申請をすることができますか。	一部店舗のみの申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り全店舗における時短営業への御協力をお願いいたします。
10	申請する際の店舗数はどのように捉えたらよいか。	飲食店又は喫茶店営業許可証により判断します。
11	協力金の対象となる「飲食店」とはどのような店舗のことですか。	栃木県内に所在する食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、もともと20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗を指します。
12	酒類を提供していない店舗は、協力金の対象となりますか。	要件を満たせば協力金の対象となります。
13	酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。	要件を満たせば協力金の対象となります。
14	20時以降に料理の提供をせず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の対象となりますか。	対象にはなりません。20時には完全に店を閉めていただく必要がありますので、適切なラストオーダー時間の設定や、客への閉店時間の周知などをお願いします。 また、酒類の提供は11時から19時までとなりますのでご注意ください。
15	時短営業要請に応じて20時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。（例：19時から22時⇒17時から20時など）	今回の要請は、20時から翌朝5時までの営業時間を短縮していただくことが目的です。 よって、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、時短営業要請の対象となる店舗で20時から翌朝5時までの間に営業を行わなければ、協力金の対象となります。
16	20時を超えて営業している店舗が、20時から翌朝5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみで切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。	時短要請の対象となる店舗で、20時から翌朝5時の間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。
17	惣菜・弁当などのテイクアウト専門店、コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペース、自動販売機（自動販売機で調理を行うホットスナックなど）は協力金の対象となりますか。	時短営業要請の対象外ですので、時短営業を実施しても協力金の対象にはなりません。
18	ホテルや旅館の食堂の営業を20時までとした場合は、協力金の対象となりますか。	宿泊客以外にも飲食を提供する店舗であれば、協力金の対象となります。

	Q	A
19	県外に本社がある企業やN P O法人等は協力金を申請できますか。	要件を満たせば申請できます。
20	大企業は協力金を申請できますか。	要件を満たせば申請できます。
21	市町村等、地方公共団体は協力金を申請できますか。	申請できません。
22	店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者（委託先）が協力金の申請することはできますか。	この協力金の申請者は、営業許可を受けた方としています。営業委託を受けている方（委託先）が申請することはできません。
23	第1弾の協力金の申請をしましたが、第2弾も別に申請する必要がありますか。	第2弾も申請する必要があります。